

令和7年12月市議会定例会  
消防局  
議案説明資料

目 次

【条例案件】

1 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件 ..... 1 頁

# 1 富山市火災予防条例の一部を改正する条例制定の件

[消防局予防課]

## (1) 改正理由

国は、令和7年2月26日に発生した大船渡市林野火災を受けて、「林野火災注意報」や「林野火災警報」の的確な発令等によって林野火災予防の実効性を高めることが必要であることから、令和7年8月に火災予防条例（例）の一部を改正した。

これを受け、富山市火災予防条例の一部を改正するもの。

## (2) 改正内容

### ア 林野火災に関する注意報及び警報

	「林野火災注意報」	「林野火災警報」
発令権者	市長	同左
発令基準	気象状況が林野火災の予防上注意を要すると認める場合	左記に加え、強風注意報が発表されている場合
発令効力	火気使用制限（努力義務）	火気使用制限（義務）
対象区域	森林法第5条に基づいて定められた地域森林計画の対象になっている民有林及び国有林	同左

### イ その他規定の整備

## (3) 施行期日

令和8年1月1日

#### (4) 参考

本市における「林野火災注意報」及び「林野火災警報」のフロー

